

報道関係者 各位

令和 4 年 6 月 2 3 日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室  
室長補佐 東郷 淳(内線 3582)  
(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

年金局 事業管理課  
課長補佐 鈴木 暢介(内線 3661)  
(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部  
部長 西尾 公郎  
(直通電話) 03(6892)0762

## 令和3年度の国民年金の加入・保険料納付状況について ～ 令和3年度の最終納付率は 78.0% ～

厚生労働省では、このほど、令和3年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

なお、「現年度納付率」及び「過年度1年目納付率」は納付状況の途中経過を示すものであり、「最終納付率」が最終的な納付状況を表す指標となります。

### ○ 令和3年度の最終納付率<sup>\*</sup> (令和元年度分保険料) は、78.0%

(前年度から 0.8 ポイント増)

- ・ 平成 24 年度 of 最終納付率 (平成 22 年度分保険料) から 9 年連続で上昇
- ・ 統計を取り始めた平成 16 年度の最終納付率 (平成 14 年度分保険料) 以降、最高値

(※) 令和 3 年度の最終納付率：平成 31 年 4 月分～令和 2 年 3 月分の保険料納付対象月数のうち、令和 4 年 4 月末までに納付された月数の割合。

なお、途中経過を示す指標として、令和 3 年度の現年度納付率 (令和 3 年度分保険料) は 73.9% (前年度から 2.4 ポイント増) となっており、平成 23 年度の現年度納付率 (平成 23 年度分保険料) から 10 年連続で上昇している。

# 令和3年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和3年度の最終納付率は78.0% ～

## 【目次】

### I 令和3年度の被保険者の状況

- 1 国民年金被保険者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第1号被保険者の動向
  - (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況・・・・・・・・ 2
  - (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・ 2

### II 令和3年度の保険料納付状況

- 1 保険料納付状況
  - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 納付月数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 年齢階級別の納付率等・・・・・・・・・・・・ 5

### III 地域別の保険料納付状況

- (1) 都道府県別の保険料納付状況・・・・・・・・ 7
- (2) 市区町村規模別の保険料納付状況・・・・・・・・ 9

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化・・・・・・・・ 10

(参考2) 現年度納付率に係る状況

- 1 保険料納付状況（現年度分）
  - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (2) 年齢階級別現年度納付率等・・・・・・・・ 12
- 2 現年度納付率の変化に係る分析
  - (1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化・・・・・・・・ 13
  - (2) 現年度納付率の変化の影響度・・・・・・・・ 14

令和4年6月

厚生労働省年金局

# I 令和3年度の被保険者の状況

## 1 国民年金被保険者の動向

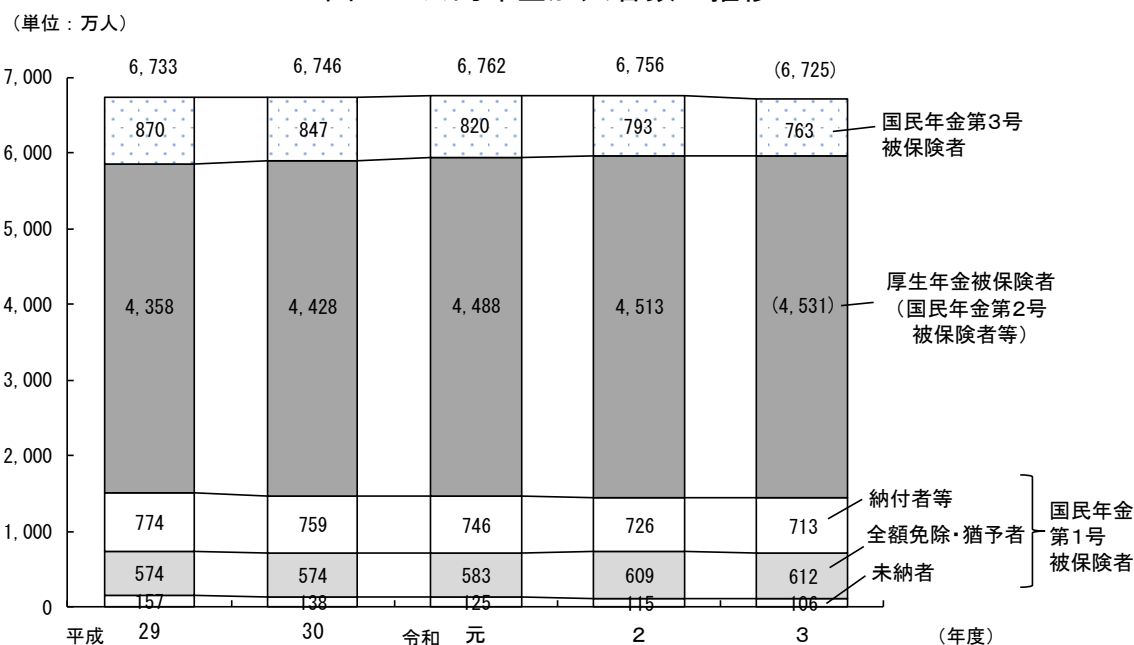
- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、令和3年度末で1,431万人と、前年度末と比べ18万人減少している。
- 令和3年度末の公的年金加入者数は6,725万人となっている。このうち、未納者数は106万人（約1.6%）となっている。

表1 国民年金被保険者数の動向

	第1号被保険者 (任意加入含む)	第1号被保険者											任意加入被保険者	厚生年金被保険者(第2号被保険者等)			第3号被保険者
		(再掲)	全額免除・猶予者					(再掲) 一部免除者			(再掲) 産前産後 免除者	(再掲) 厚生年金保険 (第1号) 被保険者		短時間 労働者			
			法定 免除者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付 猶予者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者								
平成28年度	1,575	1,554	583	135	221	176	51	43	22	14	7	-	21	4,266	3,822	29	889
29	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41	21	13	7	-	20	4,358	3,911	38	870
30	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	-	19	4,428	3,981	43	847
令和元年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41	20	13	7	1	19	4,488	4,037	47	820
2	1,449	1,431	609	139	235	177	58	36	19	11	6	1	19	4,513	4,047	53	793
3	1,431	1,412	612	141	241	171	59	35	18	11	6	1	19	(4,531)	4,065	57	763

注1 「厚生年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。  
 注2 厚生年金被保険者欄の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和2年度末の実績とした場合の暫定値である。

図1 公的年金加入者数の推移



注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月の保険料が未納となっている者。  
 注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。  
 注3 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

## 2 第1号被保険者の動向

### (1) 第1号被保険者の資格取得者及び資格喪失者の数の状況

- 令和3年度の資格取得者数は437万人、資格喪失者数は456万人となっている。
- 例年、資格喪失者の数が資格取得者数を上回るため、第1号被保険者の数は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数及び資格喪失者数

(単位：万人)

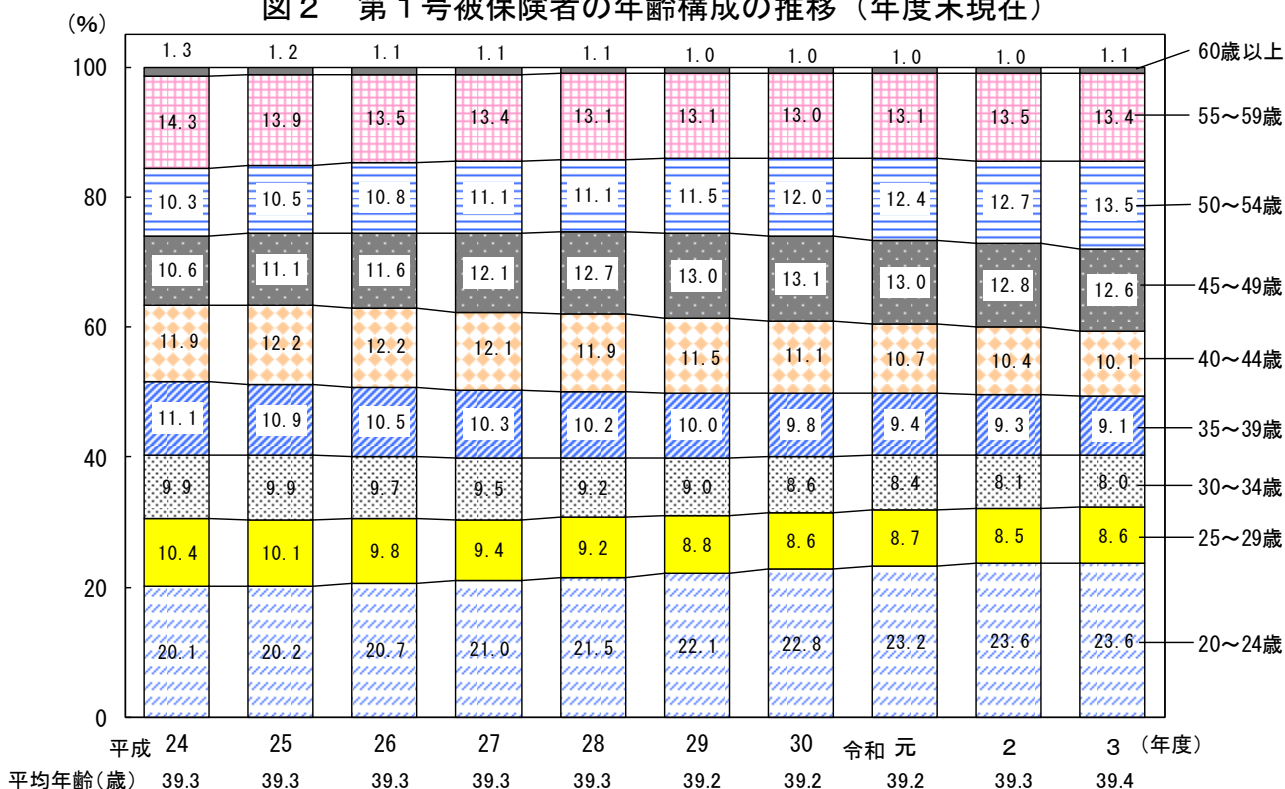
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)			資格喪失者数 (年度累計)
				第2号からの移行者等	第3号からの移行者	20歳到達者	
平成29年度	1,505	475	31.6	321	49	100	545
30	1,471	500	34.0	343	49	104	534
令和元年度	1,453	505	34.7	345	46	109	523
2	1,449	459	31.6	310	44	102	463
3	1,431	437	30.6	291	42	100	456

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

### (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和3年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が23.6%と最も大きく、次に50～54歳が13.5%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率 1/100）による数値である。

## Ⅱ 令和3年度の保険料納付状況

### 1 保険料納付状況

#### (1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

○ **令和3年度**の最終納付率（令和元年度分保険料）は **78.0%** となり、令和2年度**の最終納付率**（平成30年度分保険料）から0.8ポイント伸びている。

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第1号被保険者数の減少等によるものである。

また、令和3年度**の最終納付率**（令和元年度分保険料）を令和元年度**の現年度納付率**（令和元年度分保険料）と比較すると、8.7ポイントの上昇となっている。

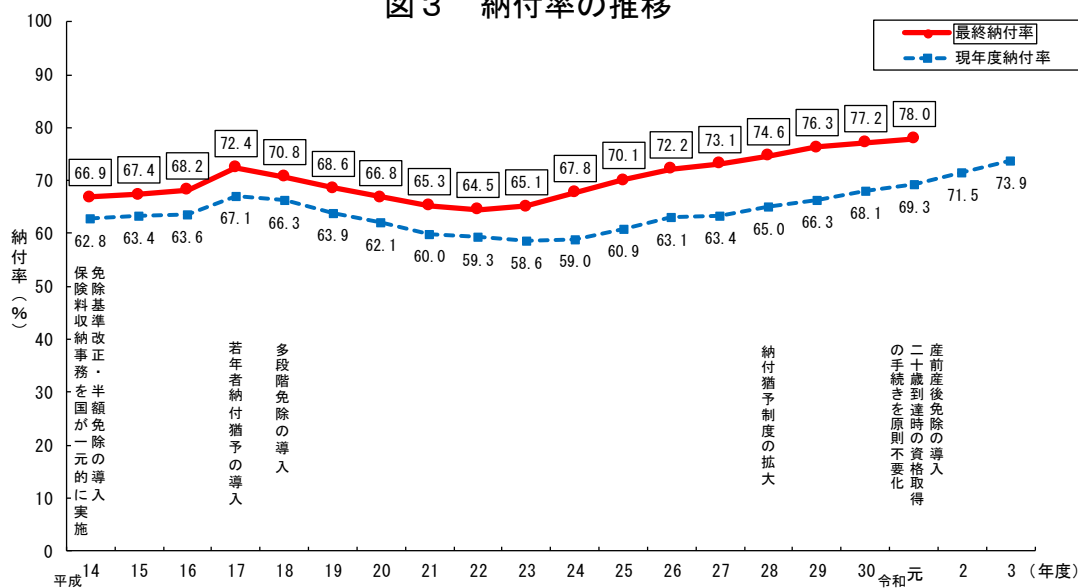
表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

（単位：万月）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終納付率（%）	平成27年度分保険料	平成28年度分保険料	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料
	73.1	74.6	76.3	77.2	78.0
納付対象月数	12,682	11,703	10,837	10,391	9,959
	(△ 5.1)	(△ 7.7)	(△ 7.4)	(△ 4.1)	(△ 4.2)
納付月数	9,276	8,735	8,270	8,018	7,764
	(△ 3.9)	(△ 5.8)	(△ 5.3)	(△ 3.0)	(△ 3.2)
現年度納付率（%）	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料	令和3年度分保険料
	66.3	68.1	69.3	71.5	73.9

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図3 納付率の推移



注1 納付率（%） =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平成29年度分保険料	66.34	73.44 (7.10)	76.31 (2.87)		
平成30年度分保険料		68.12	74.95 (6.83)	77.16 (2.22)	
令和元年度分保険料			69.25	75.63 (6.38)	77.95 (2.33)
令和2年度分保険料				71.49	77.79 (6.30)
令和3年度分保険料					73.85

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 ( )内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平成29年度分保険料	納付対象月数	11,164	10,877	10,837		
	納付月数	7,406	7,988	8,270		
平成30年度分保険料	納付対象月数		10,697	10,419	10,391	
	納付月数		7,287	7,809	8,018	
令和元年度分保険料	納付対象月数			10,273	10,008	9,959
	納付月数			7,114	7,569	7,764
令和2年度分保険料	納付対象月数				9,895	9,593
	納付月数				7,074	7,463
令和3年度分保険料	納付対象月数					9,652
	納付月数					7,128

注 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

## (2) 納付月数の推移

○ 令和3年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は7,711万月分であり、そのうち現年度分は7,128万月分、過年度分は583万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総納付月数	8,339	8,210	7,917	7,739	7,711
現年度分納付月数	7,406	7,287	7,114	7,074	7,128
過年度分納付月数	933	923	803	664	583
前年度分	559	582	522	455	388
前々年度分	374	341	281	209	195

注 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和3年度の最終納付率（令和元年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。令和元年度の現年度納付率（令和元年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率

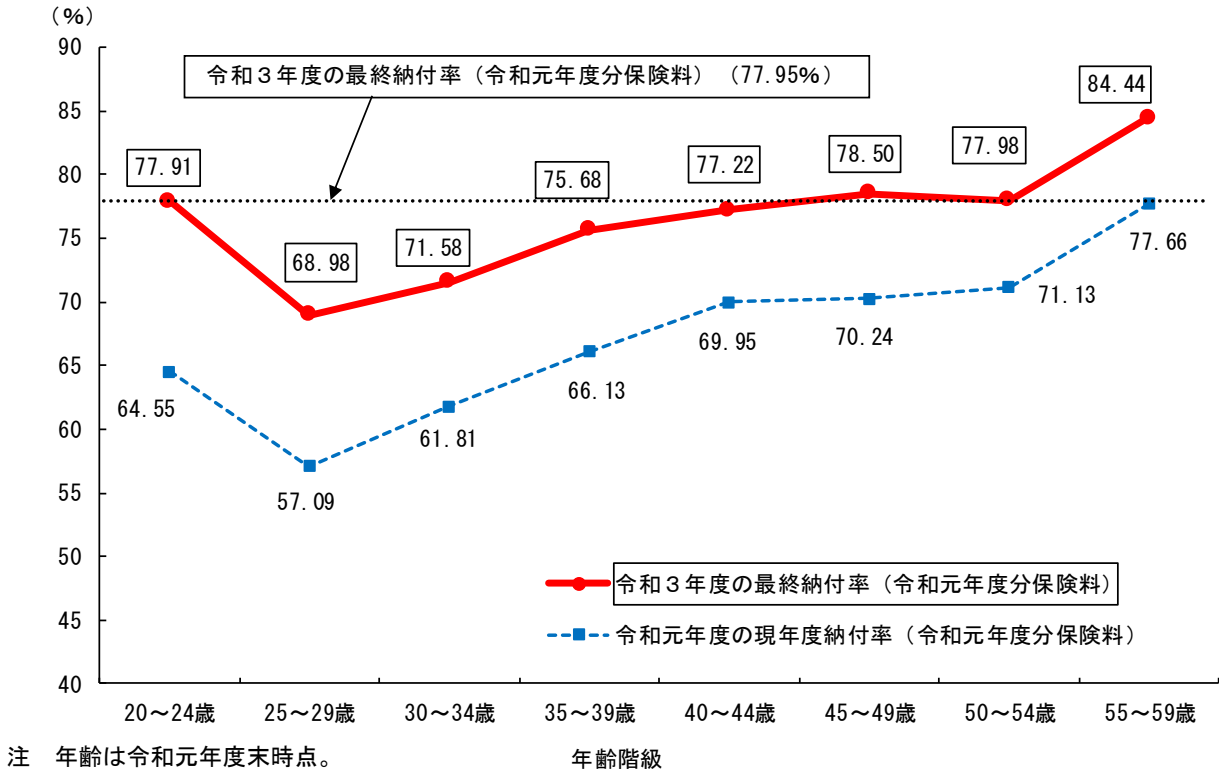


図5 出生年度別最終納付率

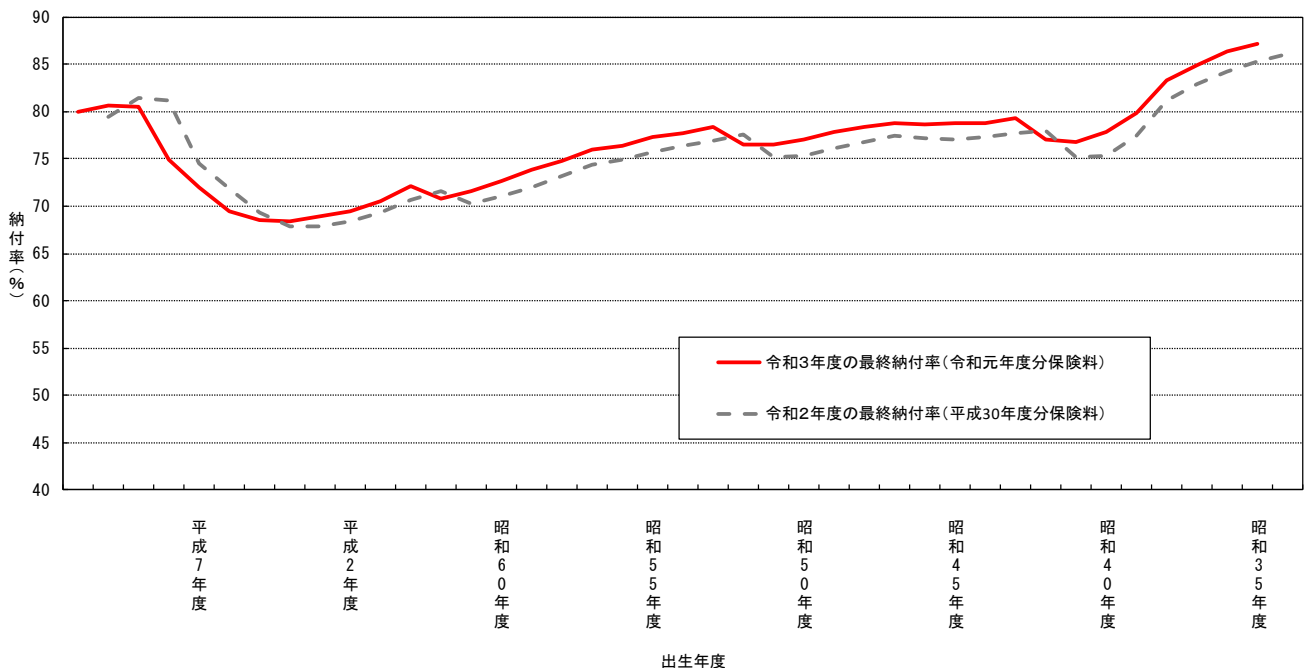


表7 免除状況別最終納付率の推移

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	免除状況		
					3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成29年度 (平成27年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	12,682	11,628	1,055	507	345	203
	納付月数 (万月)	9,276	8,694	582	324	175	83
	最終納付率 (%)	73.14	74.77	55.20	63.88	50.88	40.83
平成30年度 (平成28年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	11,703	10,810	893	421	296	177
	納付月数 (万月)	8,735	8,225	510	277	157	76
	最終納付率 (%)	74.64	76.09	57.11	65.85	52.95	43.25
令和元年度 (平成29年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,837	10,046	791	368	264	159
	納付月数 (万月)	8,270	7,797	473	252	147	74
	最終納付率 (%)	76.31	77.61	59.81	68.39	55.86	46.51
令和2年度 (平成30年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,391	9,651	740	344	246	150
	納付月数 (万月)	8,018	7,558	460	244	143	73
	最終納付率 (%)	77.16	78.31	62.18	70.84	58.25	48.72
令和3年度 (令和元年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,959	9,276	683	322	226	135
	納付月数 (万月)	7,764	7,320	444	237	138	69
	最終納付率 (%)	77.95	78.91	65.00	73.55	60.96	51.38

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。



### Ⅲ 地域別の保険料納付状況

#### (1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和3年度の最終納付率（令和元年度分保険料）が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の最終納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、沖縄、山梨、宮城となっている。

表8 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	令和2年度最終納付率 (平成30年度分保険料)				令和3年度最終納付率 (令和元年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位
全 国	10,391	8,018	77.16		9,959	7,764	77.95		0.79	
北海道	379	294	77.59	34	361	283	78.37	33	0.78	28
青森県	90	73	80.61	24	85	69	81.52	23	0.91	18
岩手県	84	72	85.45	5	79	68	85.95	5	0.50	41
宮城県	171	134	78.70	30	161	129	80.11	27	1.42	3
秋田県	61	51	84.87	7	57	49	85.83	6	0.96	14
山形県	73	62	85.75	4	68	59	86.75	4	1.00	12
福島県	127	101	79.71	26	118	95	80.98	26	1.27	4
茨城県	258	192	74.57	43	242	184	75.80	42	1.22	6
栃木県	166	123	74.42	44	155	117	75.54	43	1.12	10
群馬県	168	130	77.17	35	159	124	77.91	36	0.74	31
埼玉県	668	499	74.70	42	643	485	75.44	44	0.74	30
千葉県	543	411	75.63	39	521	399	76.54	39	0.91	17
東京都	1,510	1,108	73.39	45	1,469	1,086	73.94	45	0.55	39
神奈川県	829	632	76.24	38	801	617	77.11	37	0.86	22
新潟県	149	130	87.51	2	141	125	88.36	2	0.85	25
富山県	70	60	86.27	3	67	58	87.13	3	0.86	23
石川県	81	69	85.08	6	78	67	85.65	7	0.56	38
福井県	52	44	84.87	8	49	42	85.46	8	0.59	36
山梨県	71	59	82.09	15	68	57	83.91	12	1.82	2
長野県	164	137	83.77	10	157	132	84.34	10	0.57	37
岐阜県	163	134	82.49	12	155	129	82.95	15	0.45	42
静岡県	291	236	80.93	23	276	227	82.05	20	1.12	9
愛知県	633	501	79.05	28	610	484	79.37	30	0.32	46
三重県	143	115	80.48	25	136	111	81.36	24	0.88	20
滋賀県	103	84	82.15	13	99	82	82.96	14	0.80	26
京都府	217	171	78.94	29	209	167	79.86	28	0.93	16
大阪府	753	532	70.60	46	725	521	71.85	46	1.25	5
兵庫県	422	327	77.62	33	405	318	78.47	32	0.85	24
奈良県	105	86	81.55	17	101	83	82.17	18	0.62	34
和歌山県	81	68	83.89	9	77	65	84.87	9	0.98	13
鳥取県	35	30	83.35	11	34	28	84.13	11	0.79	27
島根県	38	33	87.86	1	36	32	88.51	1	0.66	32
岡山県	130	105	81.06	20	124	101	81.68	22	0.62	35
広島県	200	163	81.27	19	191	157	82.17	19	0.91	19
山口県	87	72	82.09	14	84	69	82.96	13	0.87	21
徳島県	51	41	79.20	27	49	39	79.70	29	0.50	40
香川県	66	54	81.59	16	64	52	82.34	16	0.75	29
愛媛県	94	76	81.37	18	89	73	82.00	21	0.63	33
高知県	52	42	80.99	22	50	41	82.21	17	1.22	7
福岡県	367	278	75.60	40	357	271	75.85	40	0.24	47
佐賀県	58	47	81.03	21	56	45	81.36	25	0.33	45
長崎県	99	74	74.89	41	93	71	75.82	41	0.93	15
熊本県	133	103	77.99	31	126	99	78.35	34	0.36	43
大分県	70	53	76.58	37	67	51	76.93	38	0.35	44
宮崎県	74	57	77.06	36	70	55	78.07	35	1.01	11
鹿児島県	101	78	77.81	32	95	75	79.00	31	1.19	8
沖縄県	111	74	66.74	47	103	72	69.56	47	2.82	1

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (令和元年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和2年度分保険料)				現年度納付率 (令和3年度分保険料)	
	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位
			伸び	順位			伸び	順位		
全 国	77.95		2.33		77.79		6.30		73.85	
北海道	78.37	33	2.22	31	78.21	33	5.93	27	73.87	35
青森県	81.52	23	2.41	17	81.08	23	6.24	18	76.69	24
岩手県	85.95	5	2.22	30	85.93	6	6.38	17	81.92	6
宮城県	80.11	27	2.74	5	80.22	27	7.14	3	75.71	27
秋田県	85.83	6	2.31	22	86.04	5	6.14	23	81.96	5
山形県	86.75	4	2.24	28	86.58	4	5.73	31	82.56	4
福島県	80.98	26	2.73	6	81.03	24	6.98	5	76.55	25
茨城県	75.80	42	2.49	13	75.72	40	5.87	28	72.18	40
栃木県	75.54	43	2.44	15	75.63	41	5.77	30	72.52	39
群馬県	77.91	36	1.77	45	77.92	35	4.75	46	74.50	31
埼玉県	75.44	44	2.53	10	75.15	43	6.15	21	71.49	42
千葉県	76.54	39	2.28	23	76.69	38	6.61	11	72.97	38
東京都	73.94	45	2.31	21	74.08	45	6.96	6	69.98	44
神奈川県	77.11	37	2.25	26	77.19	37	6.12	24	73.30	36
新潟県	88.36	2	1.83	43	88.08	2	5.00	43	84.75	2
富山県	87.13	3	1.64	47	87.19	3	4.78	45	84.45	3
石川県	85.65	7	1.66	46	85.02	7	4.71	47	81.77	7
福井県	85.46	8	2.01	36	84.98	8	5.29	39	81.37	8
山梨県	83.91	12	2.66	7	84.55	9	6.53	14	80.40	11
長野県	84.34	10	1.96	38	83.97	12	5.11	41	80.31	12
岐阜県	82.95	15	1.80	44	82.58	14	4.89	44	79.47	13
静岡県	82.05	20	2.14	33	82.03	17	5.41	34	78.73	16
愛知県	79.37	30	1.90	41	78.85	30	5.21	40	75.49	28
三重県	81.36	24	2.12	35	81.13	22	5.10	42	78.36	19
滋賀県	82.96	14	1.90	42	82.57	15	5.33	37	79.08	14
京都府	79.86	28	2.42	16	79.44	28	6.53	15	75.23	30
大阪府	71.85	46	2.90	2	71.40	47	7.31	2	66.91	46
兵庫県	78.47	32	2.52	11	78.26	32	6.77	9	74.10	33
奈良県	82.17	18	1.97	37	81.68	20	5.84	29	77.95	20
和歌山県	84.87	9	1.96	39	84.48	10	5.31	38	80.88	9
鳥取県	84.13	11	2.39	20	84.20	11	6.22	19	80.46	10
島根県	88.51	1	1.92	40	88.69	1	5.36	36	85.47	1
岡山県	81.68	22	2.39	19	81.03	25	6.02	25	76.79	23
広島県	82.17	19	2.23	29	81.94	19	5.97	26	78.69	17
山口県	82.96	13	2.25	27	82.58	13	5.51	33	78.97	15
徳島県	79.70	29	2.13	34	79.01	29	5.66	32	75.32	29
香川県	82.34	16	2.19	32	82.11	16	6.19	20	78.41	18
愛媛県	82.00	21	2.26	24	81.35	21	5.37	35	77.85	22
高知県	82.21	17	2.50	12	82.01	18	6.15	22	77.94	21
福岡県	75.85	40	2.25	25	75.07	44	6.91	7	69.87	45
佐賀県	81.36	25	2.40	18	80.54	26	6.39	16	76.00	26
長崎県	75.82	41	2.81	4	75.27	42	6.72	10	71.45	43
熊本県	78.35	34	2.56	9	77.47	36	6.59	12	73.06	37
大分県	76.93	38	2.65	8	75.99	39	7.14	4	71.52	41
宮崎県	78.07	35	2.46	14	78.03	34	6.54	13	74.31	32
鹿児島県	79.00	31	2.83	3	78.68	31	6.82	8	74.09	34
沖縄県	69.56	47	3.54	1	71.66	46	10.59	1	66.82	47

注 「最終納付率(令和元年度分保険料)」及び「過年度1年目納付率(令和2年度分保険料)」の前年度からの伸びは、それぞれ「過年度1年目納付率(令和元年度分保険料)」及び「現年度納付率(令和2年度分保険料)」と比較したものである。

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和3年度の最終納付率（令和元年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京23区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に最終納付率の前年度からの変化をみると、政令指定都市で0.94ポイント、東京23区で0.42ポイント、その他の市で0.85ポイント、町村で0.71ポイントそれぞれ上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	令和2年度最終納付率 (平成30年度分保険料)			令和3年度最終納付率 (令和元年度分保険料)			令和2年度から 令和3年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全国合計	10,391	8,018	77.16	9,959	7,764	77.95	△ 4.2	△ 3.2	0.79
政令指定都市	2,298	1,715	74.64	2,216	1,674	75.57	△ 3.6	△ 2.4	0.94
東京23区	1,091	788	72.18	1,063	771	72.60	△ 2.6	△ 2.1	0.42
その他の市	6,138	4,811	78.38	5,866	4,647	79.22	△ 4.4	△ 3.4	0.85
町村	864	705	81.57	815	671	82.28	△ 5.6	△ 4.8	0.71

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	令和2年度①	令和3年度②	差(②-①)	令和2年度	令和3年度
全 国	42.6	43.4	0.8	2.5	2.5
北海道	49.6	50.0	0.4	2.8	2.6
青森県	50.1	50.7	0.6	4.0	3.8
岩手県	43.4	44.4	1.0	2.8	2.9
宮城県	44.6	45.3	0.7	2.4	2.5
秋田県	46.4	47.1	0.7	2.9	2.9
山形県	40.7	41.7	1.0	2.4	2.5
福島県	45.7	46.5	0.8	2.2	2.2
茨城県	38.8	40.1	1.3	2.5	2.9
栃木県	40.0	41.2	1.2	2.2	2.4
群馬県	40.0	40.3	0.2	2.3	2.3
埼玉県	37.9	38.8	0.9	2.1	2.2
千葉県	38.8	39.9	1.1	2.1	2.2
東京都	35.0	36.3	1.3	1.9	1.9
神奈川県	38.1	38.6	0.5	2.1	2.0
新潟県	42.2	42.9	0.7	2.2	2.1
富山県	38.7	39.3	0.6	1.7	1.8
石川県	41.9	41.9	△ 0.0	2.0	2.0
福井県	40.6	40.9	0.3	2.0	2.3
山梨県	40.4	41.7	1.3	2.4	2.5
長野県	38.3	38.3	0.1	2.2	2.3
岐阜県	38.0	38.2	0.3	2.1	2.1
静岡県	38.0	38.6	0.6	2.1	2.1
愛知県	37.2	37.7	0.4	2.0	2.0
三重県	37.8	38.3	0.6	2.0	2.2
滋賀県	42.8	43.0	0.2	2.2	2.2
京都府	47.1	47.8	0.8	2.6	2.6
大阪府	48.9	49.9	1.0	2.9	2.8
兵庫県	47.5	48.3	0.8	3.1	3.0
奈良県	47.9	48.3	0.4	2.5	2.6
和歌山県	46.0	46.3	0.3	3.2	3.2
鳥取県	47.7	48.4	0.6	2.8	3.2
島根県	45.2	46.3	1.1	2.4	2.8
岡山県	46.1	46.3	0.2	2.7	2.4
広島県	44.6	45.1	0.5	2.5	2.5
山口県	44.7	44.9	0.3	2.7	2.9
徳島県	48.6	49.3	0.7	2.9	2.9
香川県	43.6	44.6	0.9	2.3	2.4
愛媛県	48.4	49.1	0.7	3.0	2.9
高知県	49.2	50.4	1.2	3.3	3.2
福岡県	50.3	51.0	0.6	3.5	3.3
佐賀県	44.9	46.0	1.1	3.3	3.5
長崎県	46.5	47.7	1.2	3.3	3.7
熊本県	46.2	47.3	1.1	3.1	3.5
大分県	50.2	51.7	1.5	3.0	3.1
宮崎県	49.7	51.0	1.3	4.2	4.2
鹿児島県	52.2	53.2	1.0	3.7	3.9
沖縄県	60.8	63.6	2.9	4.6	4.4

注1 全額免除・猶予割合(%) =  $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

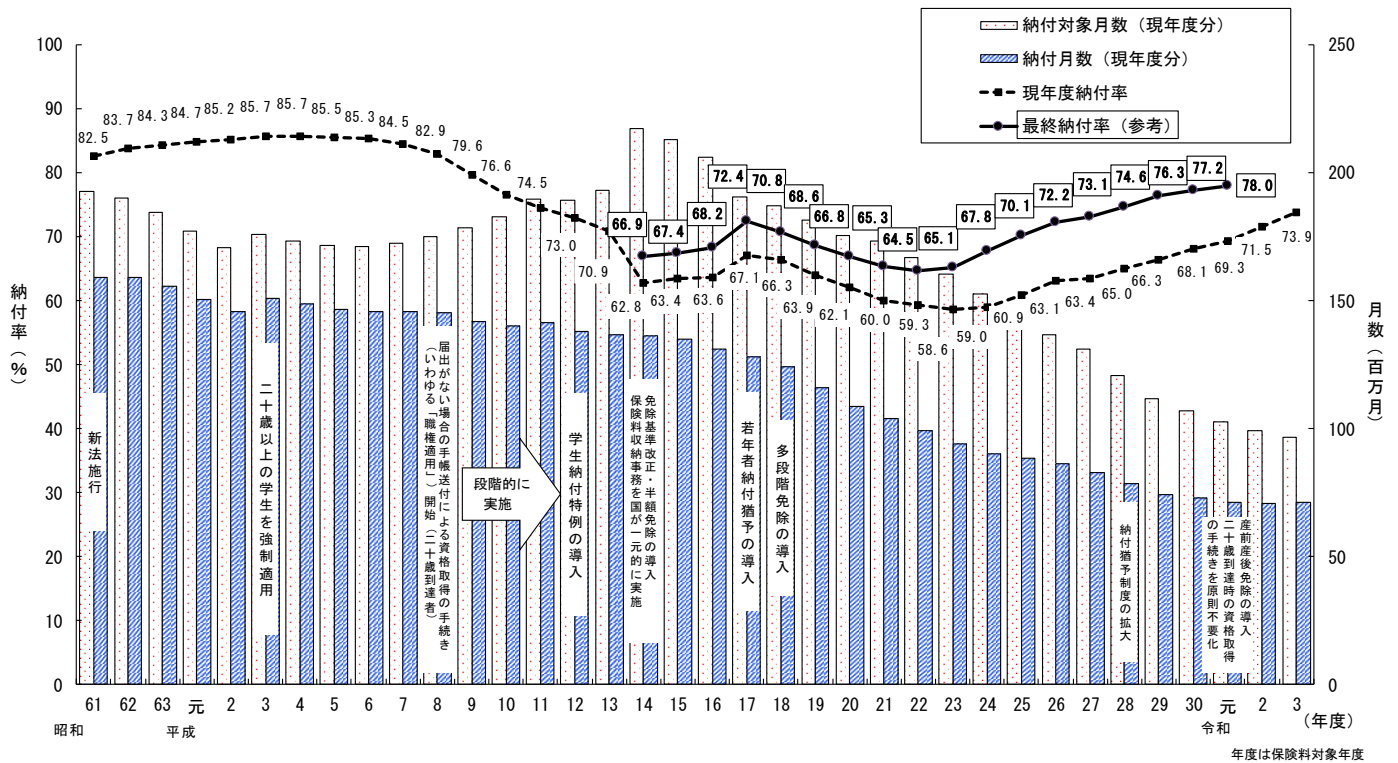
注2 一部免除割合(%) =  $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況 (現年度分)

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

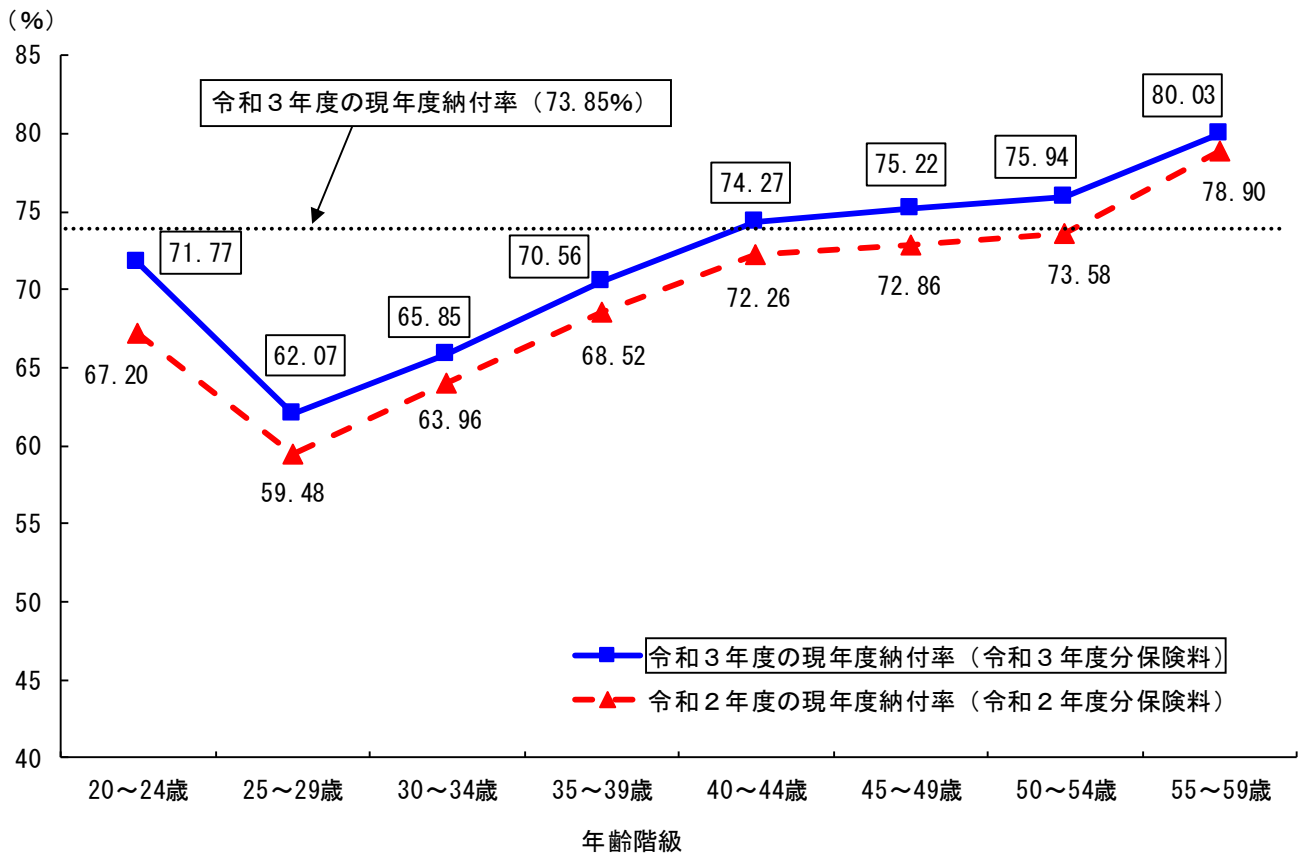
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

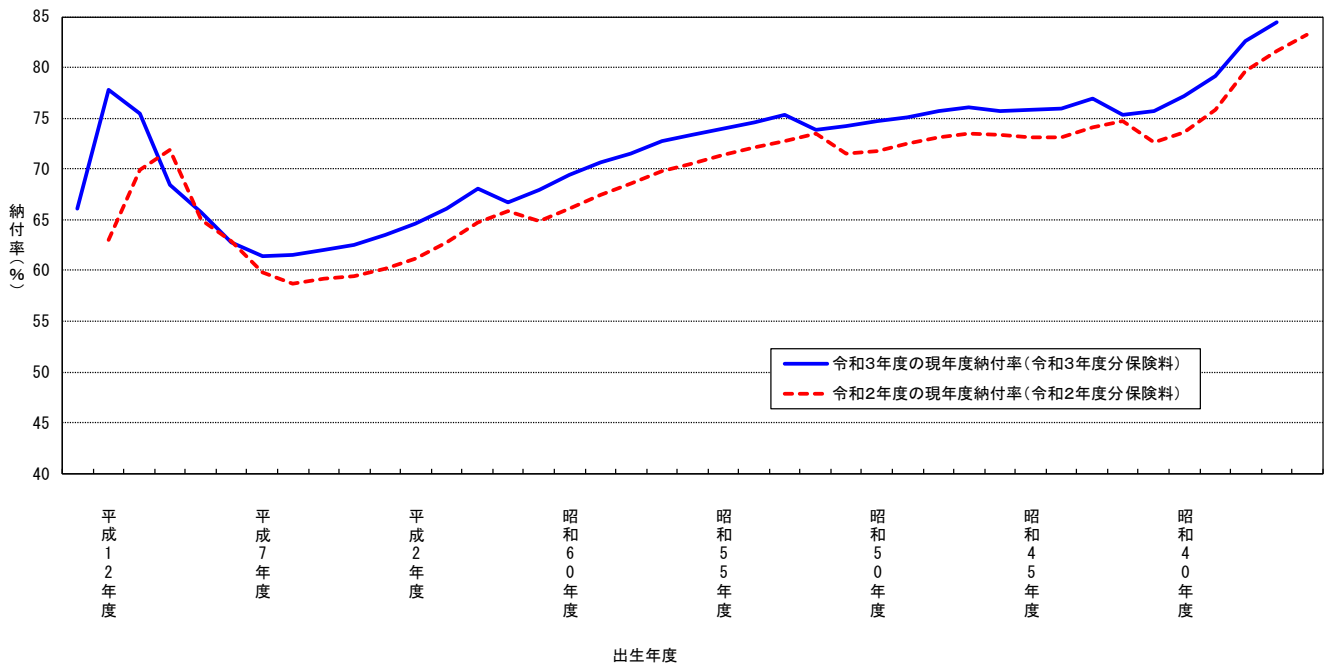
注3 令和3年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ10.0%、17.1%、12.1%、4.2%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



## 2 現年度納付率の変化に係る分析

### (1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和3年度の現年度納付率と令和2年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和3年度の現年度納付率は76.44%となっており、令和2年度と比べて1.22ポイント上昇している。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の令和3年度の現年度納付率は75.87%となっており、令和2年度と比べて1.74ポイント上昇している。

### 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和2年度の状況（納付率 71.49%）

令和3年度の状況（納付率 73.85%）

2年度中に1号資格喪失した者	2年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 84.17%（納付対象月数 159万月）	} 2年度のみ 納付対象月がある者  納付率 57.43% （納付対象月数 1,558万月）	
	その他2年度中に資格喪失した者 納付率 69.37%（納付対象月数 956万月）		
	3年度に申請全額免除者である者 納付率 21.06%（納付対象月数 228万月）		
	3年度に学生納付特例者である者等 納付率 23.18%（納付対象月数 216万月）		
2年度は納付対象月があり、3年度は全額免除・猶予の者	2年度中に60歳に到達した者 納付率 84.67%（納付対象月数 289万月）	} 3年度のみ 納付対象月がある者  納付率 62.42% （納付対象月数 1,447万月）	
	20歳に到達した者 納付率 68.62%（納付対象月数 246万月）		
	2号からの移行者等 納付率 67.52%（納付対象月数 569万月）		
両年度とも納付対象月がある者  納付率 74.12% （納付対象月数 8,337万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 75.21%（納付対象月数 6,653万月）	} 3年度に新規資格取得した者	
	3年度中に60歳に到達した者 納付率 84.67%（納付対象月数 289万月）		
	3号からの移行者 納付率 81.01%（納付対象月数 128万月）		
両年度とも納付対象月がある者  納付率 75.87% （納付対象月数 8,205万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 76.44%（納付対象月数 6,601万月）	} 3年度のみ 納付対象月がある者  納付率 62.42% （納付対象月数 1,447万月）	
	3年度中に60歳に到達した者 納付率 87.81%（納付対象月数 164万月）		
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 71.89%（納付対象月数 1,440万月）		
2年度は全額免除・猶予で、3年度は納付対象月がある者	2年度に申請全額免除者であった者 納付率 50.06%（納付対象月数 182万月）	} 3年度のみ 納付対象月がある者  納付率 62.42% （納付対象月数 1,447万月）	
	2年度に学生納付特例者であった者等 納付率 59.70%（納付対象月数 190万月）		
	20歳に到達した者 納付率 68.62%（納付対象月数 246万月）		
	その他 納付率 31.83%（納付対象月数 132万月）		

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和3年度の現年度納付率と令和2年度の現年度納付率の変化 2.36 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が0.88ポイントとなっている。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の影響度は1.50ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				0.70	1.66	2.36
被 保 険 者 属 性	令和2年度のみ 納付対象月がある者	2年度に1号資格喪失した者	2年度中に60歳に到達した者	△ 0.20	・	△ 0.20
			その他2年度中に資格喪失した者	0.20	・	0.20
		2年度は納付対象月があり、 3年度は全額免除・猶予の者	3年度に申請全額免除者である者	1.16	・	1.16
			3年度に学生納付特例者である者等	1.05	・	1.05
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	0.84	0.88
		3年度中に60歳に到達した者		△ 0.16	0.05	△ 0.11
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.04	0.77	0.73
	令和3年度のみ 納付対象月がある者	2年度は全額免除・猶予で、 3年度は納付対象月がある者	2年度に申請全額免除者であった者	△ 0.40	・	△ 0.40
			2年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.23	・	△ 0.23
		3年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.07	・	△ 0.07
			2号からの移行者等	△ 0.23	・	△ 0.23
			3号からの移行者	0.13	・	0.13
			その他	△ 0.54	・	△ 0.54

1.50

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和3年度の現年度納付率と令和2年度の現年度納付率の変化（2.36ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。



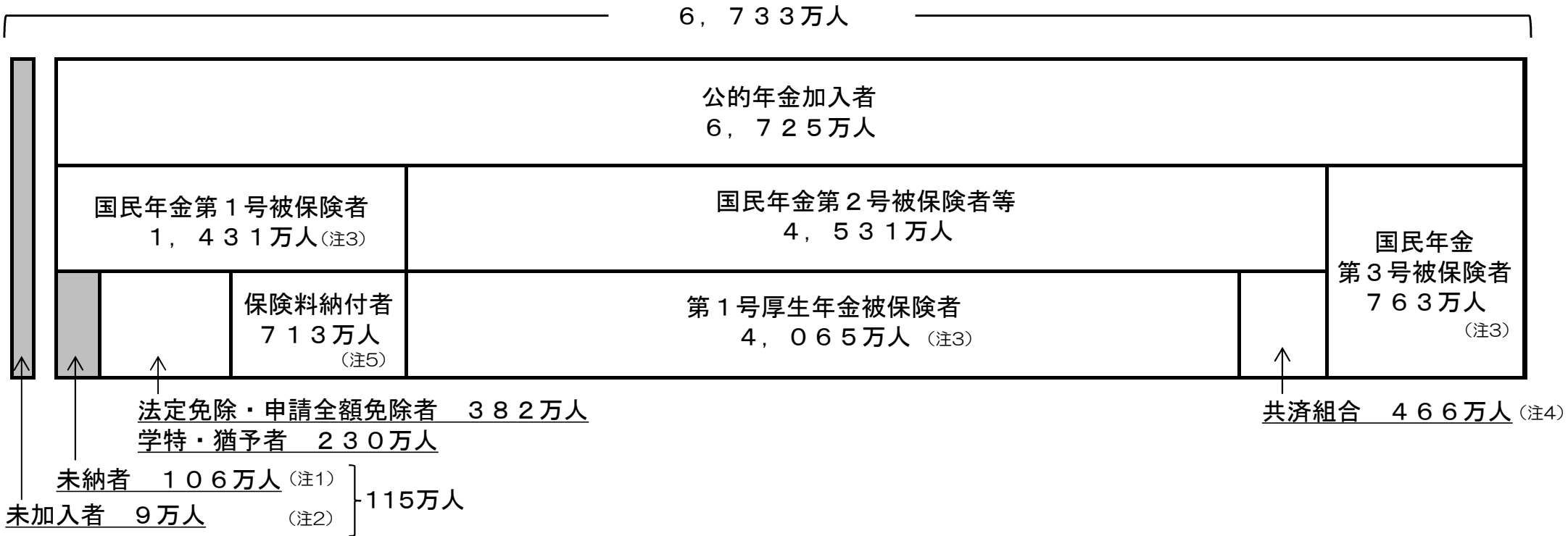
公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について  
(概要)

令和4年6月23日  
厚生労働省年金局・日本年金機構

# 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約98%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約106万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約2%）

## ≪公的年金加入者の状況（令和3年度末）≫



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和2年4月～令和4年3月）の保険料が未納となっている者。  
 2) 令和元年公的年金加入状況等調査の結果（推計値）。  
 3) 令和4年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（19万人）が含まれている。  
 4) 令和3年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。  
 5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。  
 6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。  
 7) 令和4年3月末現在、国民年金第2号被保険者等、国民年金第3号被保険者である者の中には、令和2年4月～令和4年3月の間に国民年金第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

# 収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
  - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4～)
  - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4～)

(口座振替率)

R1年度末	R2年度末	R3年度末
34%	→ 34%	→ 34%
291万人	285万人	281万人

- 口座振替による2年前納制度の導入 (利用状況) (H26.4～)
- |      |        |        |
|------|--------|--------|
| R1年度 | R2年度   | R3年度   |
| 28万件 | → 26万件 | → 29万件 |

- クレジットカード納付の導入 (利用状況) (H20.2～)
- |       |         |         |
|-------|---------|---------|
| R1年度  | R2年度    | R3年度    |
| 229万件 | → 261万件 | → 301万件 |

- コンビニ納付の導入 (H16.2～)
- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| R1年度    | R2年度      | R3年度      |
| 1,528万件 | → 1,542万件 | → 1,517万件 |

- インターネット納付の導入 (利用状況) (H16.4～)
- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| R1年度     | R2年度       | R3年度       |
| 280万件(※) | → 296万件(※) | → 303万件(※) |
- ※ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

- 現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入 (H29.4～)
- |      |        |        |
|------|--------|--------|
| R1年度 | R2年度   | R3年度   |
| 10万件 | → 12万件 | → 15万件 |

未納者

市町村からの所得情報 (令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

## 納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

文書

R1年度	3,272万件
R2年度	3,531万件
R3年度	3,657万件

電話

R1年度	2,350万件
R2年度	2,089万件
R3年度	2,102万件

戸別訪問(面談)

R1年度	419万件
R2年度	1万件
R3年度	229万件

度重なる督促にも応じない

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終催告状	142,871件	42件	2,117件
督促状	89,615件	0件	15件
財産差押	20,590件	41件	46件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

## ○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13日以上 (H27.10～)  
[実績] R1年度 79件 → R2年度 0件 → R3年度 0件

## ○ 納付督促の外部委託 (H17.10～)

	文書	電話	戸別訪問	合計
R1年度	582万件	2,348万件	412万件	3,342万件
R2年度	617万件	2,052万件	0万件	2,669万件
R3年度	848万件	2,068万件	223万件	3,139万件

## 免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10～)

免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10～)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4～) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7～)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4～)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7～ ②申請免除手続きの簡素化H21.10～ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10～)
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4～)
- 免除委託制度開始 (H28.4～)

(注) 国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和2年度実績)。なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を停止したことから、算出していない。

## 普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供